

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

世界に誇れる低炭素型都市圏・京都の構築を担う都市交通政策技術者の育成プログラム

2 地域再生計画の作成主体の名称

京都府

3 地域再生計画の区域

京都府の全域

4 地域再生計画の目標

<現状>

京都議定書誕生の地・京都は、低炭素社会をリードする環境負荷の小さな都市圏を創造していくことが期待されているが、現在の状況は、都心部を中心とする自動車集中による交通渋滞の恒常化や自動車での生活を前提とした郊外での低密度市街地の拡大など、環境的に持続可能な地域の構築に向けて多くの課題を抱えている。

また、京都らしい風情と華やぎを持ってきた市街地中心部は、行楽期に集中する自動車などにより街本来の魅力や賑わいの低下がみられ、多くの世界遺産を抱える観光地においても、魅力的な歩行環境整備の遅れなどの問題が生じている。

一方、世界の先進的な都市圏では、自動車中心型の従来の都市交通政策の発想を大きく転換し、人と公共交通を中心とする新しい政策が急速に普及してきている。これらの政策の成果として、都心の歩行者空間を中心とした賑わいが形成されるなど、魅力的で活力のある市街地が形成されてきている。

このような都市交通政策の大きなパラダイムシフトが起こっているなかで、わが国においてはそれらの新しい視点からの政策を体系的に学ぶことができる場が提供されておらず、都市交通政策の実務者の多くは、従来の需要追随型の計画手法の知識に留まっており、世界の多くの都市で普及してきている新しい考え方の政策や、低炭素型の都市構造を構築しながら都市の魅力・活力を創造するという視点からの計画・評価方法に十分に取り組めてこなかった。

同時に、都市交通の基本政策は、自治体等のトップマネジメントが鍵を握ることになり、それに関わる立場の人材が都市交通政策における世界のパラダイムシフトを十分に認識することも必要である。

このような現状を踏まえると、低炭素型都市圏の構築のための新しい視点からの技術と知識を有する人材を養成し、その人材が存分に活躍する環境を構築

することが重要であり、とりわけ歴史と文化を保ちながら都市の活力を維持するとともに、低炭素社会をリードする環境負荷の小さな都市圏を創造することが必要とされている時代において、京都議定書誕生の地であり、世界に向けて都市交通政策のあり方を発信すべき立場にある京都都市圏及び京都市以外の府域の都市圏において、このような取組を進めることが急務となっている。

<課題と目標>

都市交通政策には、多くの交通事業者とまちづくりの担い手が存在し、それらの関係者間を結びつけ、連携協働の形を創り上げることが必要であるが、現状ではそれを遂行するための知識とビジョンを有する人材が不足しており、その結果、対処療法的な取組に止まり、新しいパラダイムの共有化や相互理解が進んで来なかった。

具体的には以下のような課題を指摘できる。

- 世界の先進的な都市交通政策は、自動車需要の増大期の手法から、大転換を遂げているが、わが国においては、実務者が新しい時代に見合った手法を学ぶ機会が提供されておらず、世界に遅れをとりかねない状況となっている。
- 京都にとって最も重要である「都市の魅力と賑わい」を維持し、商業や観光の振興も含めた都市政策を進めていくには、対処療法的な政策に留まらず、都市のビジョンを描き、当面する問題に取り組むことが必要となっている。
- 交通計画が渋滞解消や採算性の確保などの視野に留まり、都市交通政策が都市政策としての視点からの政策が打ち出せず、道路空間のリアロケーション、LRT (Light Rail Transit) ・BRT (Bus Rapid Transit) 導入など、世界的に広く普及しつつある施策も構想段階に留まり実現に結びついていない。
- 以上のような問題を解決するには、都市交通政策の基礎的な知識と新しい政策コンセプトを理解し、合意形成・プロジェクト推進の局面において、卓越した実行力を持った人材を育成することが急務といえる。
- 京都府においては環境を機軸とした都市交通政策を打ち出し、地域の中心都市である京都市においても「歩くまち京都」をまちづくり戦略の中心施策に位置づけ、環境モデル都市・低炭素地域づくりの施策を意欲的に展開しており、実行力を持った人材を育成し地域に供給することにより着実に推進していくことが必要。

これらの状況を踏まえ、都市交通政策を担う実務者に対して新しい視点からの都市交通政策を総合的・体系的に学ぶ機会と人的ネットワーク形成の機会を提供するとともに、育成された人材が社会で活躍する機会を提供することが本プログラムの目的である。

育成する人材は、都市交通政策における世界最先端のコンセプトを理解し、地域に密着した具体的政策を立案・実行できる担い手であり、その育成によって「持続可能な豊かな地域」の再生を目指す。

具体的な達成目標は次のとおり設定する。

＜目標1＞都市交通政策の実務担当者レベルの人材育成

- 都市交通政策を担う市町村・府、交通事業者等の実務者が、従来の需要追随型都市交通計画の発想から脱し、世界の都市圏で進んでいる大きなパラダイムシフトを理解したうえで、地域において実践的に活かすスキルを体系的に学ぶ教育プログラムを構築する。

都市交通政策の基本的視点と、基礎的な計画技術・合意形成論等を習得し、地域において実務レベルの政策を立案・実行できる人材を育成する「基礎的育成」と、その修了者及び同等レベルの政策技術者を対象とした「発展的育成」を実施する。基礎的育成、発展的育成をあわせて年間約20名程度、5年間で100名程度の人材の創出を目指す。

＜目標2＞トップマネジメントの変革

- 自治体等において都市交通政策の最高意思決定を担っている人材を対象として、世界最先端の都市交通政策の理念を学ぶトップマネジメント育成も提供する。基本政策の方向自体の変革が求められている現状を踏まえ、集中的な育成を実施する。5年間で10～20名程度の人材の創出を目指す。

＜目標3＞創出した人材の活用

- 市町村・府、交通事業者等において都市交通政策に関わる実務者の多くは都市交通政策の体系的教育を受けておらず、従来型の計画手法の習得に留まっており、本プログラムで育成した人材を適所に配置し、都市交通政策の変化を促す。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

多様な担い手の育成と人的ネットワークの形成には、都市地域政策・交通政策において国際レベルの高度な知見を有し、地域共同でフィールドワーク実践の実績を有する京都大学と施策の実務を担う京都府が協働し、京都市をはじめとする府城市町村の協力も得ながら実施する。

京都大学は、そのための人材養成ユニットとして「低炭素都市圏政策センター」を設置し事業を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置を適用して行う事業

・支援措置の名称と番号

【B0801】 科学技術振興調整費「地域再生人材創出拠点の形成」プログラム

・事業の具体的実施内容

(1) 人材育成・教育プログラムの実施

● 人材の育成研修

対象者は、都市交通に関わる自治体や民間企業などの人材であり、特に、「基礎的育成」としての一般の担当レベルの人材を対象とした都市交通政策技術者 (Urban Transport Architect) 養成コース (以下、U T A 養成コース)、相当レベルの基礎知識を有した人材を対象としたアドバンスレベルの都市交通政策技術者を対象とした「発展的育成」としてのシニア都市交通政策技術者コース (以下、シニア U T A 養成コース)、および、都市交通政策が専門外であっても自治体等における最高意思決定に関わる人材を対象としたトップマネジメントコースを設ける。

U T A 養成コースは、初年度から毎年実施。シニア U T A 養成コースとトップマネジメントコースは2年度目から交互に実施する。

・対象者の選考方法

京都大学と連携し、各コースに合わせて適切な選考を行う。

・実施するカリキュラム

それぞれのコースにおいて、都市交通政策の基礎知識、実務知識、実践的なトレーニングを行う。

(2) 人材の活動内容

京都府及び京都市では地球温暖化対策条例を定めているほか、府域の市町村は独自に温暖化対策に取り組んでいる。また、府を中心に E S T (環境的に持続可能な交通) モデル事業やモビリティ・マネジメントの先導的な事業を展開し、京都市においては環境モデル都市の認定を受け、日本最高水準の低炭素社会の実現に向けた取組を加速しているところであり、本養成ユニット修了者は、出身母体に応じた以下の活動を通じ、具体的に地域再生へ貢献する。

・市町村・府の実務職員

府建設交通部、市町村交通政策担当課等に配属され、各地域の都市交通政策の企画・事業実施に従事する。

・交通事業者・コンサルタント等技術者

所属会社での都市交通政策の企画・事業実施業務で主体的な役割を担い都市・地域の再生に世界最高水準の「質の確保」と「技術提案」に努める。とりわけ、シニア U T A 養成コース修了者にあつては、各所属のプロジェクトの運営のリーダー的役割を担う職責を担う。

・トップマネジメント

自治体・交通企業等における最高意思決定に関わる人材を対象としており、それぞれの所属の経営革新を担う。

(3) プログラム終了後の継続性

世界最高水準の都市・地域の再生技術を習得した養成者が、都市交通政策の実施を通じ地域再生に向けた活動を展開する。

本養成ユニット修了生が所属内の要職に配され、その活動を通じて周辺技術者の意識改革や技術力の向上に努めることで、更なる波及効果が期待される。

5-3-2 支援措置によらない関連取組

- ・受講者ニーズの把握、事業の広報などを実施する。
- ・各コースへの育成人材の送り込みなどを実施する。
- ・各コースの実施結果を踏まえ、カリキュラムの見直し、改善などを実施しながら効果的な施策展開を図る。

6 計画期間

認定の日から平成26年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

低炭素都市圏政策センターにおいて、外部委員を含めた委員会で事業評価を行い、結果をweb等で公表する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし